

【講演】

子どもの報告を支援する
——司法面接と非開示の子へのサポート——

仲 真紀子

立命館大学総合心理学部教授

目 次

はじめに

1 司法面接の概要

- (1) 目的
- (2) オープン質問
- (3) 構造化
- (4) 多機関連携
- (5) 協同での司法面接
- (6) 現状とさらなる連携に向けて

2 非開示の子どもを支える

- (1) 話してくれない
- (2) 話したがらない
- (3) 話さない理由
- (4) 非開示の子どもを支援する要因
- (5) 面接での本来のサポート
- (6) 開示に関わる環境的要因

最後に：通告について

はじめに

それでは引き続き、「子どもの報告を支援する－司法面接と非開示の子へのサポート－」というお話しいたします。

今、田村先生が、協力・協調の枠組みと言いますか、考え方、どういうふうやっていけばいいか、そういうふうな理論展望をお話くださったとしますと、私のほうは、実際にどういうふうに進められるか、その1つのヒントをご提示するということになるかなと思います。そういったソフトな側面ということになります。

私たちは、先ほどお話に出ていました RISTEX のプロジェクトで、この司法面接ということを研究してまいりました。司法面接といいますのは、どれだけ正確な情報を、できるだけ被面接者の方の心理的な負担をかけることなく聴取する、そういうことを目指した面接法ということになります。その内容についてと、それから今取り組んでいるところについてお話をしたいと思います。

まず司法面接の概要は多くの先生方はもうご存じだと思いますけれども、もう1回ちょっと復習させていただければと思います。司法面接をやって、できるだけ正確な情報を、負担なく聴取する。そこで重要なこととしては、自由報告。被

面接者の方、子どもさんたちからのできるだけ自由な自発的な報告を得るとというのが1つです。多くの誘導や暗示が、「たたかれた?」とか「触られたんじゃない?」とかというような、「たたく」とか「触る」という言葉を含む質問によって与えられてしまいますので、そうではなく、できるだけ本人の言葉を聞こうということになります。いきなり子どもさんと呼んできまして、「はい、自由にどうぞ」というふうに言いましても、なかなか子どもさんは自発的にすぐお話しできるとは限りませんので、面接を構造化、段取り化して、最初にあいさつ、それから面接での約束事を示し、話しやすい関係性や話す練習をして本題に入るといふようなことをいたします。さらにまたその子どもさんが、特に、虐待に遭ったかもしれない、事件に遭ったかもしれない、その話をいろんなところで、例えば、福祉機関、ある病院だとか、あるいは警察でとか刑事さんのところでいふように話さなくても済むように、できるだけ一緒に、こういった機関なら機関で連携して話を聞くということが始まっているということがあります。これを協同面接とか、あと、代表者聴取といふふうに言ったりすることもあるわけです。こういった子どもさんのお話は、供述弱者の方のお話ですので大変重要で、全部取っておきたい。言葉だけではなくて、動作で示したり、表情も記録に残しておきたいということで、録音録画をするといふようなことがあります。

とはいいいながら、連携して、こうやって面接を行った。でも、全ての子どもさんが全部お話ししてくれるわけではない。特にうちの中で起きる虐待というのは報告が出てきにくいということもあるわけです。近年のこういった、非開示といふふうに言うのですけれども、開示をしない、したがらない子どもさんに対して、どういうサポートがあるかということをお話しさせていただきたいと思います。それは、1つは面接の中での本来のサポート。たくさん話してもらうように促すとか、できるだけサポータータイプに話を聞くということがありますが、もう1つは、環境要因といいますが、誰がどんなふうにサポートするか、そして、地域でどんなふうに、暴力はいけないということを盛り立てていくかといふようなことで、ここでまた連携の問題が出てくるわけです。

そんなことで、こういった話をさせていただきたいと思います。

1 司法面接の概要

(1) 目的

概要ですけれども、司法面接の目標。これはもう30年近く前にイギリスでできた面接法のガイドラインですけれども、当時から、早い時期に、子どもさんから自由報告、自発的な報告を重視した面接を原則として1回だけ行って録音録画をするといふようなことが目的として上がっていました。

それは、必要な情報を客観的に聴取するというのがまず、その事実調査が目的であって、カウンセリングではない。カウンセリングはむしろ事実調査のあと、未来へ向けて、心の回復のために支援していくという別の方向性を持つものですので、事実調査とは区別して

しておく。で、目指すところは子どもさんの供述をできるだけ正確に、変遷など起こさないようにして、また精神的な2次被害を防いでいく。何度も何度も聞かれて、子どもさんがそれで精神的な2次被害を被るということがないようにすると

概要

1. 司法面接の概要
 - » 自由報告、構造、連携、録音録画
2. 非開示の子どもへのサポート
 - » 面接での本来のサポート
 - » 環境要因

Nichd Protocol: National Institute of Child Health and Human Development (米国立小児健康人間発達研究所)で作成された事実確認のための面接法。ダウンロードは <http://forensic-interviews>から。

目的

- 早い時期に、**自由報告**を重視した面接を【原則として】1度だけ行い、【原則として】ビデオで録画する。
- 必要な情報を客観的に聴取する/カウンセリングではない。
- 供述の変遷と二次被害を防ぐ。

ということになります。

(2) オープン質問

どうやってその自由報告を得るかですけれども、面接者から情報を出さないで、子どもさんの言葉で聞いていく。

子どもさんの言葉を解釈しない。「当たった」というんだったら、それを「たたかれたのね?」とか「触られたのね?」とか言い換えたりすることなく、子どもさんの言葉で聞いていく。

「つらかったね」「嫌だったね」「その人ひどい人だね」とか言いたくなったりすることもあるわけですが、それも面接者からの言葉ですので言わないで、むしろ、「それからどうした?」「何があった?」というふうなかたちで子どもさんに話をしてもらおうということを目指します。

図に上がっていますが、よく使うオープン質問。開かれた質問でして、「何があったのか、どんなことでも最初から最後まで全部お話ししてください」であるとか、子どもさんが、ぽつんぽつんとでも、「Aがあったよ」「Bがあったよ」とかというふうなことを言いましたら、Aがあった、Bがあったというのを、子どもさん自身の言葉ですから、このAがあった、Bがあったというのは最大限使いまして、「Aよりも前にあったことを話してください」とか「AとBの間にあったこと話してください」「Bのあとはどうなった?」というふうに聞いたりします。あるいは、「そのAのこと、もっと詳しくお話ししてください」とか、「それから?」「そして?」「そのあとは?」というふうにして話を聞いていくということになります。

オープン質問で自由報告を得る

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。
- ① 誘いかけ：何があったか（最初から最後まで/全部）話してください
- ② 時間の分割：Aの前、A～Bの間、Bの後にあったことを全部話してください
- ③ 手がかり質問：（さっき言った）Aについてもっと話してください
- ④ それから質問：そして、それで、あとは

(3) 構造化

こういった自由報告を得たいわけですが、すぐに子どもさんが話してくれるとは限りませんので、大体はあいさつをしたり、それからグラウンドルールと言いますが、それから「本当にあったことを話してください。分からないことは分からない、知らないことは知らないと言っていいですよ。もしも私が間違ったこと言ったら、間違っているよと教えてね。どんなことでも全部話してください」といった約束事を示したり、あと、話しやすい関係性、ラポールとありますが、それを築いて、あとは実際に思い出して話す練習をしてから、本題に入ります。これが本題の自由報告。そのあと、必要に応じて質問で補って、最後は閉じるというふうなことになるわけです。

構造化されている

- 導入
- 自由報告
- 質問
 - オープン質問
 - WH質問
 - クローズド質問
 - 確認質問
- クロージング

- 挨拶・説明
- グラウンドルール
 - 本当にあったこと
 - わからない・知らない
 - 間違ったら
 - 全部話して
- ラポール形成
- 出来事の報告の練習

(4) 多機関連携

面接は、多機関連携でして、図の左側が面接室で、面接者が被面接者に対して面接を行う。録音録画をして、右側のモニター室にいる多機関チーム、福祉の先生であるとか、刑事さんであるとか、また、場合によっては医療関係者であるとか、心理関係者も入ってくることもあるかもしれませんが、そこでモニターする。そんなふうなかたちで動いていく。モニター室にいる人たちは決してスーパーバイザーみたいな人ではなくて、一緒に計画を立て、面接を行う人です。ですので、誰かが1人代表になって、どんな話が出てきたかをホワイトボードにまとめていたりしまして、途中で、面接者はモニター

室に戻ってきて、「あと、どんなことを確認すればいいでしょうかね」といった質問、また議論などをして、戻って残りの面接を行うなどということもします。

これは1つの面接室です。面接室には面接者と被面接者、カメラとマイクがあって録音録画をし、別の部屋でそれをモニターします。

(5) 協同での司法面接

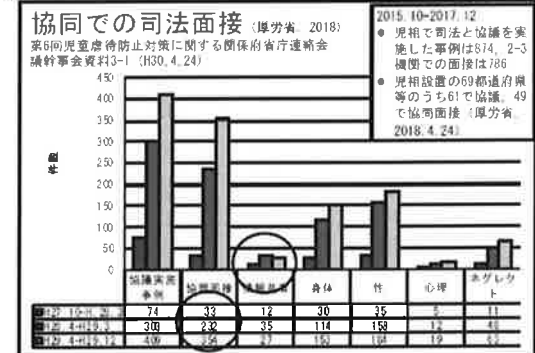
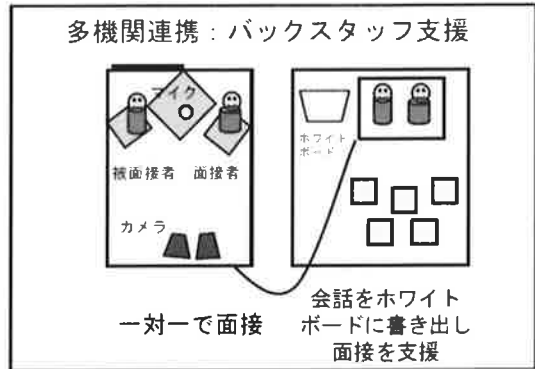
さて、近年こういった協同面接の試みも大変進んでいまして、平成27年10月から始まっていますが、27年、28年、29年と実施件数も増えていっています。右のグラフは厚生労働省のホームページから引用しているデータですけれども、増えているということがある。ただ、今の田村先生のお話にもあった難しさというところだと思えますけれども、司法面接等で得られた情報を共有する割合というのはまだまだ大変少なく、ここが今後の課題かなと思われるところです。

去年、目黒で起きたそういった事案などを受けて、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議、ここが緊急総合対策を出しまして、児童相談所、警察、検察による協同面接を行い、必要な情報共有を含めて検討していきましょうというふうなことを言いました。これが7月20日に出たんですけれども、その4日後、また、厚生省、警察庁、最高検が同月同日に、7月24日に通知を出しまして、それぞれ同種の、同じような内容の物を出しているわけですけれども、児童相談所、警察および検察の3機関において、協同面接など打ち合わせを行って情報の共有に努める、適切な連携体制をつくっていくというふうなことが述べられていまして、この事実調査、事実確認というのを1つの要として連携を組む、そのきっかけになるといいなというふうに思うところです。

(6) 現状とさらなる連携に向けて

そういうわけで、司法面接の現状ということをお申しますと、もともとその目標は正確な情報をできるだけ被面接者の方の心理的な負担をかけないで聴取するということがあったのですが、それを達成するために録音録画で記録しておくことができるようになった。チェックが付いています。

さらに、いろいろな27年以降の通知によって連携も取れるようになってきたということがあります。この連携という時に、私たちが、実際のソフト面として気にしなくてはいけないのは、誰かが代表者、



児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
H30.7.20 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 p. 8

4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進

子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

H30.7.24 厚生労働省、警察庁、最高検察庁：児童相談所、警察、検察の三機関における情報共有の強化及び連携強化について

- 児童相談所、警察、検察の三機関における情報共有の強化及び連携強化(平成30年7月24日厚生労働省子ども家庭局児童福祉課長)
- 警察及び児童相談所との情報共有の強化について(平成30年7月24日最高検察庁刑事部長 薄谷藏和 最高検察庁公判部長 大塚亮太郎)
- 児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について(平成30年7月24日警察庁刑事局長 藤原正典 警察庁生活安全局長 藤原正典 警察庁生活安全局少年課長 警察庁刑事局長 藤原正典)
- 1 協同面接実施時の情報共有 協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。
- 2 児童相談所、警察及び検察の連携強化 都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を委託するなどの方法により、各自自治体の実情に応じた適切な連携体制を確立すること。

イニシアチブを取る人になって、あとのみんなはフォロワーになるということではなく、面接者、バックスタッフ——モニター室でモニターして、面接を支援する人たちですね——、それからサポーター、この面接を支えるための子どもとの連絡、親御さんがいらっしゃるなら親御さんへの連絡であるとか、子どもさんに面接室の説明をしたり、終わったあと、そのあとのフォローに努めるとかというような、こういったサポーターさんも重要ということになるわけです。こんなふうなかたちのチームで行うのが司法面接の大変重要なところかなというように思っています。こういうこともだんだんできるようになってきた。チェックが付いているわけです。

これからあと何が課題かという、こんなかたちで達成してきたことを拡張して、例えば何らかの事案があったら、できるだけ情報共有をしていく。過去の履歴はどうだったんだ、このおうちはどうだった、子どもさんはどういう特性があるのか。そういったことを踏まえて司法面接によって現状を理解する。情報を得るわけです。さらに、現在だけにとどまらず未来のことを考えて、時間軸の上で考えていただく。すぐに自分たちがどうするというだけではなく、例えば、児童相談所では子

どもをずっと支援していきますけれども、警察の方は、もしもこういう条件がそろったら児童相談所メインで、でも、そうでなかったら、ちょっとガツンと指導して、検事さんの判断はこういうときに、ここで入ってくるというふうに、長い未来の軸の上で考え、情報共有をし、支援していけるといいなと思うところです。

さて、こんなふうなかたちで司法面接・協同面接が行われるといいわけですが、もう1つの課題を申します。学校とか、家庭もそうですが、保育施設であるとか、あるいはいろいろな施設、子どもさんがいらっしゃるような施設において、何らかの虐待の疑いなどがあつたら、その場所で、聞き過ぎずに通告していただいて、こういった専門家による協同面接・司法面接において事実の調査をして、それを基に連携をしながら、福祉のほうに生かしていく、司法・裁判に生かしていく、医療・治療に生かしていく、あるいは長い期間かけて、心理カウンセリングなどで回復を目指していくというふうなことができるといいかなというところになります。ですので、1つはこの、疑いがあつたら記憶が汚染されたりする前に、つなげていただくということがあるわけです。


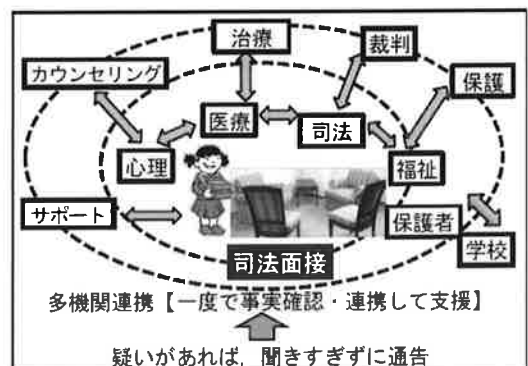
2 非開示の子どもを支える

(1) 話してくれない

さて、先ほど申しましたように、なかなか子どもさんというのはすぐに話してくれるとは限りません。例えば、これはイギリスで行われている司法面接の現実のデータから書かれている『子どもの面接法』という本があるのですが、そこから引用しているものです。子どもさんは話してくれないのです。面接者が、「どこで絵を描いたり貼ったりしたの?」といつても、子どもさんは「言わない」と言う。「何で話してくれないの?」「言いたくない」「じゃ、幼稚園の先生誰かな?」「言わない」「お友達のお名前は何か?」「言わない」、もうこんなん面接者もちょっとイラッとして「何も話してくれないじゃ、お話できないじゃない?」なんていうふうなことを言ったりしています。こういうふうに、せっかく面接室につながってきたのに、お話をしてくれる子、くれない子がいる。どれぐらい話してくれるのか。

現状とさらなる連携に向けて

- 正確さ向上と負担低減に向けて
 - ✓ 録音録画：正確な記録，検証可能
 - ✓ 連携：面接者，バックスタッフ，サポーターが重要！三者チームで計画，実施
- 過去（履歴）・現在（現状）
の共有：タイムラインで

次はイスラエル——イスラエルも長いこと司法面接を行っているわけですが——、そのデータです。2万6,000件という膨大な司法面接の資料の中で開示があった割合が、3-6歳、7-10歳、11-14歳に分けて、左から性的虐待の男子・女子、身体的虐待の男子・女子と並んでいるわけですが、年齢の低い子どものほうが開示率は低く、年齢が少し上がってくると、もうちょっと開示率が高い。でもまた別の研究データを見ますと、またそのあと開示率が下がってしまうというふうなこともあって、強い疑いがある面接室に来て、なかなか全員が話してくれるわけではないということがあります。

このデータをさらに、こういう条件、ああいう条件と分類してみますと、特にうちの中に被疑者がいる場合の性的虐待——イスラエルでは外にいる人、ストレンジャーによるものも虐待とカウントしていますので、日本でいうような虐待、つまりうちの中の人による性的な加害に焦点を当てますと、大変開示率が低くて、性的虐待でうちの中に被疑者がいる場合は開示率が2割、外の人に性的な被害を受けたというふうなことで89%の開示率となっています。うちの中で性的な虐待を受けているようなケースで開示率が低い、ということになります。

(2) 話したくない

何で話したくないんだというふうなことにに関する研究もあります。Sorensen先生の研究は司法面接が始まる前の時代の研究ですが、医療的な証拠があって確実に虐待があったと分かるような事案であっても74%が偶然の発覚であって、実際に子どものほうから自発的に言ったのは23%であったといいます。

Hershkowitz先生は、イスラエルの先ほどのデータをまとめた方でもあるのですが、この方たちも、小さい子どもさんですと事案の9割ぐらいいは1カ月以内に報告されるけれども、6-13歳の年長の子どもさんというと、話が出てくるのは、3分の1が半年以上前の出来事で、なかなかすぐに報告が出ないということを言っています。

日本でも武井先生・伊東先生というお医者さんたちが、10人のお子さんたち、性的な虐待を受けた強い疑いのあるお子さんたちの調査をしていて、虐待期間が2カ月から8年、平均4.8年だったということを言っています。つまり長い期間、そういうことが分からないで進んでいる、開示が得られないということになるわけです。そんなことで、性的虐待の発見は大変難しいということになります。

(3) 話さない理由

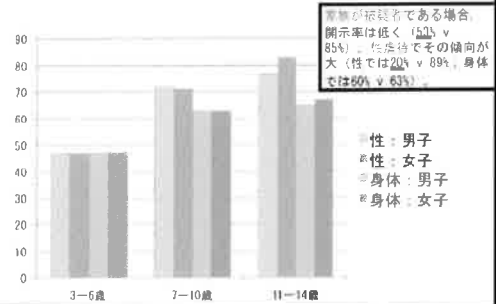
話さない理由についての検討もなされています。家族を守るために言えない。秘密を守るように言われていて子どもさんは言えない。自分に何か責任があるとか、悪いんだと思っていて言えない。恥ずかしくて言えない。怖いこと、ネガティブなことを恐れて、つまり、言ってしまうと、自分が施設に行かなくちゃいけない、お父さんが捕まっちゃうとか、ネガティブな結果を恐れて言えない。中には、性的な体験の意味が分からないとか、また、愛情のバーゲニングと言ったりも

話してくれない (アルドリッジ・ウッド、2005より)

- 4歳女児
- 面接官：どこで絵を描いたり貼ったりしたの？
- 子ども：言わない
- 面接官：なぜお話ししてくれないの？
- 子ども：言いたくないの
- 面接官：じゃあ幼稚園の先生は誰かな？
- 子ども：言わない
- 面接官：お友達のお名前は何かな？
- 子ども：言わない
- 面接官：何にも話してくれないんじゃない、お話しできないじゃない！



イスラエルの開示率 (Hershkowitz, 2005)



話したくない

- Sorensen (1991)：医療的証拠等がある116件
 - » 74%が偶然発覚。開示は23%。
 - » 否認→曖昧→開示→撤回→開示と変遷
- Hershkowitz (2005)：26000件
 - » 4-5歳児：事案の90%は1ヶ月内
 - » 6-13歳児：1/3が半年以上前の出来事
- 武井・伊東(2008)：10人の事例
 - » 虐待期間は2ヶ月～8年(平均4.8年)。
 - » 8例では数年間

するのですけれども——愛情の安売りですね——これは大人になった人たちで、子どものころ性的な虐待を受けていた方たちに対する調査なのですが、子どものころ言えなかった人たちの半分は、力で押さえ込まれていて言えなかった。でも残りの半分の人たちは、むしろその加害者に対して愛情を感じるように仕向けられていたので、自分もその人を好きだと思って、守らなくちゃいけないと思って言えなかったというふうなことを示しています。そんなことで、いろんな理由があって、子どもさんは話ができないわけです。

話さない理由

- 家族を守る (Paine & Hansen, 2002; Yulle, Tynanovich & Mrazek, 1995)
- 秘密を守るよう要請される (DeYoung, 1998; Goodman-Brown, 1995)
- 責任や罪悪感をもっている (Lyon, 2002; Sjoberg & Lindblad, 2002)
- 恥や恥ずかしいという気持ち (Lyon, 1995; Savitz, Goodman, Wetzels, & Moran, 1991)
- 恐怖、ネガティブな結果を恐れて (Berliner, & Guntel, 1995; DeYoung, 1995; Paine & Hansen, 2002; Palmer, Brown, Rae-Grant, & Loughlin, 1999)
- 性体験の意味がわからない
- 愛情のパーゲニング (Hilderberger, 2002; Herzikowitz, J., Orbach, Y., Lamb, M. F., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. Child Abuse & Neglect, 26, 4-26)

(4) 非開示の子どもを支援する要因

これに関してどうするか。ここ10年間ぐらい、世界じゅうの多くの研究者たちが、そういった非開示の子どもさんたちをどうやってサポートするかという研究、被害にあってもお話ができないという子どもさんたちをどういうふうに支えるかという研究を行っています。私も国内外の文献を80件くらい分析して、どういう研究が行われているか、どんなことが効果的なのかというのを調べてみたんですね。これをご紹介します。

まず1つは、大きく分けると、面接の中での本来のサポートを行う、

ということです。面接で話さないから、じゃ、WH質問で、いつ、どこ、誰というふうに聞くのがいいとか、あるいは、「お話ししてくれないと大変なことになっちゃうよ」というふうに説得するかというと、そうではない。むしろそういうのは非効果的です。効果的ではなくて、やっぱり話さない子どもさんであっても話せるところから、自由報告、オープン質問で「何かあったら話せるところを話してください」と誘いかけるというのが重要であるということがわかりました。さらに非誘導的なサポートということで——これはあとでの田中先生のお話、第3のワークショップでもあると思いますけれども——、誘導にならないような一般的なかたちでの支援も重要です。それから、先ほど言いましたようなサポーターさんの支援などを重視するということもあります。

次に、別のことになりますが、面接を繰り返したらどうか。1回の司法面接では聞けなかったから、2回、3回、4回とやったらどうかというような検討も行われているのですが、これはプラスマイナスでした。3回というのはないんですね。やっぱり2回ぐらいまでしか行えない。繰り返し聞くと精神的にも参ってしまうし、不正確な情報も増えてきますから、3回、4回繰り返すというのはないのですが、2回行って調べてみたという研究は幾つかあります。そうすると新たな情報が出ると述べている研究もあって、そこは有効なんだけれども、やっぱり間違いも出てくるということがあって、プラスマイナスというふうに判断をしています。

では、もっと踏み込んで聞いてみたらどうか。例えば、その加害者とされるお父さんも「何々ちゃんに話してもらいたがるよ」というふうに言ったらどうか。あるいは、「言葉で説明できないなら、お人形さんでやってみようか」と言ったり、身体図を出して、例えば、「ここはどう？ ここはどう？ ここはどうですか？」と、そんなふうにして話してもらおうのはどうか。これらの働きかけは、倫理的に適切でなかったり、情報は出てくるんだけれども、不正確な内容も多かったり、あまりいい効果はないということでマイナスを付けています。ほかにも、例えばタイムラインを示し、子どもが話したことを見せながら話を聞いたかどうかとか、場面とは関係ない、一般的な絵を描きながら——手慰みといいますか——話したらどうかというふうな検討を行っているものもあるのですが、やはり間違った情報が出てきやすい。要は、やっぱり頭

非開示を支える要因 (仲 2017)

- 面接での本来のサポート
 - » オープン質問 +
 - » 非誘導的なサポート +
- 司法面接の繰り返し ±
- さらなる努力
 - » 踏み込んだ言葉かけ (その人も話してもらいたがっている) -
 - » 道具 (ドール、身体図) -
- 環境的要因
 - » 先行開示 +
 - » 補助証人 +
 - » 環境 +

仲真紀子(2017). 実務における司法面接の課題: 非開示にどう取り組みむか. 心理学評論, 60(4), 404-418.

の中を、ちょっとその当時に思い返してもらって、言葉で検索をして話してもらおうというのが重要なようです。

こちらへんはちょっとあまり効果がないというふうな感じであったのですが、私も驚いたこととして、環境的な要因というのがすごく重要だということが分かりました。どんなのかというと、1つは、先に、誰かにでも、ちらっとでもほのめかしている、あるいは打ち明けている子どもさんは、そうでない子どもさんの何倍も司法面接のお部屋で開示をしているということです。それから、日本語では言葉ではうまく訳せないのですが、コラボラティブなウィットネスと言うのですが、要するに補助してくれるような証人、例えば打ち明けられた人が、「確かにこの子どもさんから聞きました」とか、そういうふうなかたちで支えてくれるような、そういう子どもさんの供述を補助してくれるようなそういう証人がいる場合、そうでない場合に比べて開示率が高いということがあります。さらに、地域を挙げてキャンペーンを張って、例えば、暴力はいけないとか、子どもさん1人1人が自分の体を守るように教育を受けるとか、子どもさんの人権——子どもさんだけではなく——、人権教育をしているとか、そういうふうな働きがあるところは、そうでないところに比べてずっと開示率が高いというわけです。ちょっとこちらへんを詳しく、時間のある限りお話いたします。

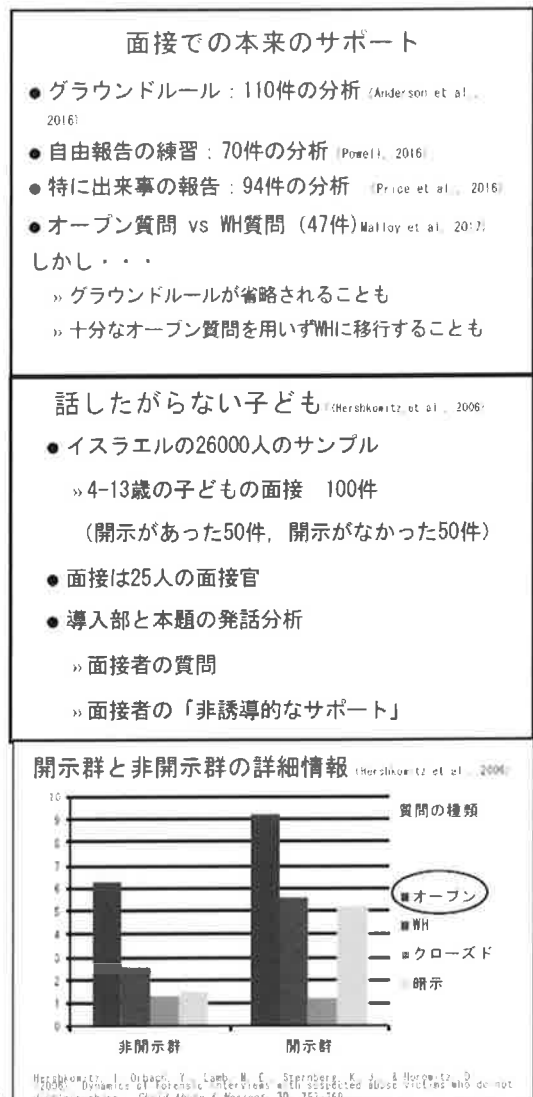
(5) 面接での本来のサポート

面接の本来でのサポート。これは多くの研究によって、グラウンドルールや、自由報告の練習や、出来事をオープン質問で話してもらおうとかいうのが有効だということが示されている。でも、一方で、そういったルールが、時間が足りないとかいって省略されたり、あるいは十分にオープン質問を尽くさないでWHに入ってしまったという面接も、分析によって、現実の場面での面接はこういうふうになっているということもあり、ここはさらにさらに強化していくべきところということになります。

さらに、ちょっとこの研究をお話しする時間はあまりないのですが、イスラエルの行った研究で、強い虐待の疑いがあり話をしてくれた、開示があった50人の子どもさんと、同じく疑いがありながら開示がなかった50人というのを比較した研究があるのですね。で、どういう時に、開示がないお子さん、強い疑いがあるんだけど開示がなかったお子さんであってもお話をしてくれているかということ、やっぱりこのオープン質問を使っている時に、たくさん話している。開示してくれない子どもさんは、核となるところは言っていないんだけど、オープン質問の時にたくさん話をしている。WHとかクローズド質問の時にはあんまり情報は出てきていないんですね。開示しないからといって、WHとかクローズド質問で、いつとか誰とか聞いても、あまり効果がないということになります。

もう1つは、面接者がサポートティブである時、非誘導的なサポートを提供している時に、非開示のお子さんであってもたくさん話すというふうなことを示しています。

この非誘導的なサポートというのは、まとめますとこんなことになります。



導入部分というのは、あいさつをしてからグラウンドルール、約束事をするのですが、それよりも前に、「今日は寒くなかったかな」とか、「疲れてない?」とか、ちょっとしたラポール形成をする。あるいは、ラポール形成、エピソード記憶で、自由報告で練習をするというのを充実させる。それから言語的、非言語的な、例えばアイコンタクトとか微笑むとか、ちょっと体を傾けるとか、名前を呼ぶというのもいいようで、「ヨウコさんもっと話して」とか、「マキちゃん、もっと話して」と、こんなふうなことを言う。

本題に入るところでも、話にくいという子どもさんには、「この部屋ではどんなことでも話せますよ」、「話すのが難しいとしたら、どんなふうにすれば話しやすくなる?」「話すのが大変だったら書くのでもいいよ」、これも非誘導的なサポートです。

あと、困難は乗り越えられるという楽観的見解を述べる。「できるだけ説明してください。できると思いますよ」。あと、「何々ちゃん、秘密をお話ししなさい」なんて言うと誘導的になりますが、お部屋の特性という一般的なかたちにして、「秘密があるという子どもさんいるけれども、この部屋では、秘密でもどんなことでも全部お話しできますよ」というようなことを言う。「何々ちゃんも秘密を話して」ではなくて、「この部屋では、秘密があっても、どんなことでもお話しできるよ」と。あるいは、子どもさんの責任を取り除く。私が悪いからたたかれているんだというふうに思う子どもさんもあるわけですが、いわゆる子どもの権利条約から示唆されるようなことを言うわけです。誰かが子どもをたたいても、その子どもが悪いということではないですよ。「何々ちゃんは悪くないよ」ではなくて、一般的なかたちで伝える。

話し始めたならば、できるだけオープン質問でたくさん話せるところを話してもらおう。関心を持って聞いて、話すことに感謝して、話してくれたら、「とってもよく分かったよ。」「そうやって話してくれるとよく分かります」と、そうやって支援をする。さらに、開示しても話しながら様子であれば、「ここではどんなお話でも、どんなことでも何々さんの言葉で言ってもらうのが大事なんです。」「話していただくことがとっても大事です」というふうに伝える。子どもさんが感情を述べたら「本当にその人はひどい人だね」なんて、そういうふうに言ってしまうと、これは面接者からの言葉になってしまいますからそれは言わないで、「何々さんが嫌だったとういのはよく分かるよ」と、嫌だったという気持ちを受け止める。さらに、あと、面接に関して、「もう長くなった」とか、「疲れた」とか言ったら、それにはすぐ付き合う。「頑張ろうね」じゃなくて、「分かった。じゃ、ちょっと休憩取ろうか」と、そういう配慮を示す。

開示群と非開示群の詳細情報 (HersHKowitz et al., 2006)

サポート

■ 低サポート

● 高サポート

非開示群 開示群

HersHKowitz, J., DeLoach, J., Lamb, M. E., Sternberg, J. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 30, 783-799.

非誘導的なサポート (HersHKowitz et al., 2014)

導入

- 挨拶後 (GR前) のラポール形成
 - 第一印象が重要
 - 「〇〇さん、今日は来てくれて、どうもありがとう」
 - 「体調はどうですか」
- ラポール・エピソード記憶の練習の充実
 - 子どもが思う大事なことに付き自由報告をたくさん求める (オープン質問)
 - 少なくとも2・3分・2・3分!
 - 「何があったかどんなことでも全部教えて」(関心を示す)
- 言語的、非言語的に自由報告を励ます、名前を呼ぶ
 - アイコンタクト
 - 微笑む
 - 身体を傾ける
 - 「〇〇さん、もっと話して」(名前を呼ぶ)

HersHKowitz, J., Lamb, M. E., & Katz, C. (2014). Allegation rates of forensic child abuse investigations: Comparing the revised and standard NCJD protocols. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20(3), 330-344.

他、2017心理学誌

本題への移行

- どんなことでも話せると伝える
 - 「この部屋では、よいこともよくないことも、あったことは、どんなことでも話してよいんですよ」
 - 「ここではよい言葉も、よくない言葉も、どんなことでも言っても構いじょうぶ」
- 助けを提供する
 - 「〇〇さん、話すのが難しいとしたら、どうすればもっと話しやすくなりますか。」
 - 「話すのが難しかったら、書くのでもよいですよ」
- 困難は越えられるという楽観的見解
 - 「〇〇さん、できるだけ説明してみてください。できると思いますよ。」
- 困難を一般的なかたちで取り除く
 - 秘密「秘密があるという子どももいます。もしも秘密があっても、信頼して話すことができますよ」

- 適切(可能)であれば、安心感を与える
 - 「だいじょうぶ、他の子どもには話しません」(楽観、話さないで)
- 適切(可能)であれば、一般的な形で子どもの責任を取り除く
 - 「誰かが子どもを叩いても、その子どもが悪いわけではありません」(あなたが悪くないと言うのではなく)

話し始めたならば

- 子どもが重要だと思うことを、オープン質問でたくさん話してもらおう。
 - 「うん、うん」(それで)
- 関心をもって聞く
 - 「何があったかどんなことでも全部知りたいです。もっと話して。」
- 話すことに感謝し、ポジティブな強化を与える
 - 「そういうふう話してくれると、よくわかります」
 - 「話してくれたので、よくわかりました」(出来事の内容ではなく)
 - 「話してくれてありがとう」

- 開示しても、詳細を話したがいなければならない
 - 「あったことは、信頼してどんなことでも話してください」(自由報告を励ます)
 - 「話してもらったことがとても大切です」
- 子どもが感情を述べたならば
 - 「(悲しかった/嫌だった等) んですね」(コーピング)
 - 「〇〇さんがそう思うこと、よくわかります」(受容)
 - 「その気持ちについて、もっと話してください」(気持ちについて話してもらう)
- 面接に対する感情や困難(長い・疲れた・いつ終わるの?)
 - 「[長い面接/質問がたくさん/子どもが述べた困難]でしたね」(受容)
 - 「休憩しましょうか」(ロモウチ) (つだから休憩して)

クローージング

- 話したことに感謝する
 - 「話してくれたので、よくわかりました」(出来事の内容ではなく)
 - 「話してくれてありがとう」

サポートすることはオープン質問に対する報告を促すだけでなく、関心を高める。(HersHKowitz et al. 2014, 2015)

そしてクロージングのところ、終わりのところも、話してくれたことに感謝をするというようなかたちになります。

(6) 開示に関わる環境的要因

このスライドをあとで見ただけであればと思うのですが、アンダーソン先生の研究は、話が出てきにくい、消極的にしか話してくれないというのがどういう時に多いかを示しています。どういう時に多いかというと、いわゆる自発的というよりは、偶然発覚したような時に多い。また、家族のサポートがない時に消極的な開示が多い。一方で、積極的な開示が多いのはどういう時か。先ほども言いましたように、先行開示で誰かに打ち明けているような場合。そして、誰かが補助してくれるような場合ということになります。このグラフにも示される場所ですけれども、今言いましたように面接の中でのサポート、それから面接でいろいろ、踏み込むようなことを言うのではなくて、補助証人とか家族のサポートとか地域支援が重要である。

こういうことから言えるのは、例えば、本当に見相とか警察とか学校とか機関が、連携して、一緒にキャンペーンを張るとか、民意の高まりを担い、そして、そういう中で子どもさんの意識を高め、大人の意識も高めて、子どもさんが開示をした時に、それを聞いた人が誘導しないで専門機関につなぐというのが大変重要なことというふうに思います。

最後に：通告について

以上お話ししましたように、司法面接というのは、3者連携で話を聞くという、面接室の中での出来事なんですけれども、それを、そういうことをより成功に導くものというのは、さらなる3者連携で、あと地域も巻き込み、そしてサポーターも入れてというふうなことになるかなと思います。

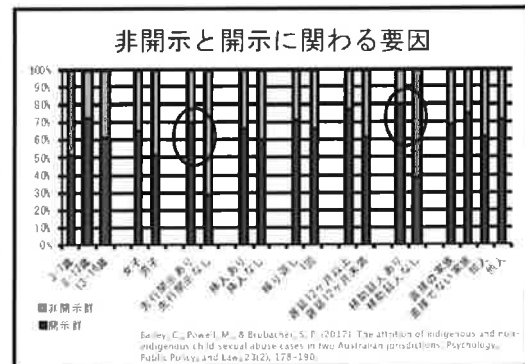
最後の数枚は、これから先生方が、もしも地域で、学校とか施設とか、保護者の方とお話しになられることがあればお伝えいただきたいということを書いています。子どもさんの安全が損なわれている疑いがあれば通告してください、ということです。

「ん？」と思ったら、「何があった?」「誰がどうした?」ぐらいの情報収集で、学校の先生とかですね、もう根掘り葉掘り聞かない、繰り返し聞かない、矛盾の追及をしないで、できれば録音などしておいていただくといいのですが、通告してほしい。子どもさんが、「先生だけに教える。秘密にしてね」と言われても、「本当にそうなの?そんなことあつ

開示に関わる環境的要因

- アメリカ：Sorensenの定義による**消極的な開示** (Anderson, 2016)
 - ▶ 混合の人種 > そうでない 5.1倍
 - ▶ 発覚 > 自発的 (先行開示) 3.1倍
 - ▶ 大人 > 大人でない 2.4倍
 - ▶ 家族の**サポートがない** > サポートがある 3.6倍
 - ▶ 遅延7日以上 > それ未満 6.6倍
- オーストラリア：**開示** (Lesch et al. 2017)
 - ▶ アボリジニ < 非アボリジニ 2.9倍
 - ▶ 低年齢 < 中年齢 2.6倍
 - ▶ 先行開示なし < **先行開示あり** 5.1倍
 - ▶ 遅延あり < 遅延なし 1.9倍
 - ▶ 補助証人なし < **補助証人あり** 5.6倍

左で「消極的な開示」が多い
右で「開示」が多い



子どもの報告の支援：非開示への対応

- 面接：オープン質問(+)非誘導的なサポート(+)
- 環境：家庭内の被害者、暴力、重傷性、遅延、**事前の開示(+)**, 補助証人(+), 家族のサポート(+), 地域支援(+)
地域の関与、性的虐待の啓蒙や文書、スキルの向上、福祉と司法の協働、会合その他の活動 (Bailey et al. 2015)
- 地域でのキャンペーン・民意の高まり→子どもの意識、大人の意識→開示を受けた人が誘導せずに専門機関につなぐ

最後に：通告について

山本慎男(2011) 家庭内性暴力被害児(児童虐待、児童ポルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究報告書。

- 1. 子どもの安全が脅かされている「疑い」
- 2. 家庭養育で子どもは安全ではない「疑い」
- 3. 随時・任意に子どもの安全が確認できないか、保護者が安全確認に協力しない「可能性」
- ひとつでも該当すれば・・・ ⇒ 通告義務
- 通告判断の根拠は「子どもの安全が損なわれている疑い」であり、事実ではない。虐待行為や積極的加害の確認は必要ではない。

「ん？」と思ったら・・・

- 「何かあった?」
- 「誰が」「どうした」で十分
- 根掘り葉掘り聴かない
- 繰り返し聞かない
- 矛盾を追求しない
- 録音またはやりとりを記録
- 話を聞いた状況(いつ、どこで、誰が、誰から、どう聞いたか)を正確に記録

➡ 通告(司法面接)

たの？」とか、「分かった。秘密は守るからね」というのではなくて、「話してくれてありがとう。よく分かったよ。私たちの仕事は子どもが安全に暮らせること。大事なことから、先生たちにお手伝いさせてね」というふうに言ってくれないと、私たちが重要かなと思っています。

どうもありがとうございました。(拍手)

児童虐待の防止等に関する法律
平成十二年五月二十四日法律第八十二号(最終改正平成二十八年六月三日法律第六十三号)

● 第5条(早期発見の義務)

1. 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

● 第6条(児童虐待に係る通告)

1. 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

「虐待を受けた児童」「児童虐待を受けたと思われる児童」H16年改正

2. 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の履行を妨げるものと解してはならない。

● 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

「先生だけに教える。秘密にしてね」

×本当にそうなの? ×わかったよ、秘密は守る。

● 話してくれてありがとう。よくわかったよ。

● 先生たちの仕事は子どもが安全に暮らせること。大事なことから先生たちにお手伝いさせてね。

● 秘密にしておいてほしい理由があったら教えて。

ニューズレター・通信・面接支援

司法面接支援室

支援室HP
<http://forensic-interviews.jp/>

NICHDプロトコル、講義動画、ガイドラインもダウンロードできます。

研修(7月、9月) トレーナー研修(11月)

参考文献

- アルドリッジ・ウッド『監』 仲真紀子(編訳) 2004 『子どもの面接法』 司法における子どものケアガイド 北大路書房
- 長岡内務省・飯澤清(編) 仲真紀子・田中聖子(訳) (2007) 『子どもの司法面接』 ビデオ録音実録ガイドライン 誠信書房
- フル、R 他(著) 仲真紀子(監訳) (2010) 『第2版 心理学—ヒューマンズガイド』 世界の視座 教科書・講義の現場から 有斐閣
- ホーグ、M. フラコー、R. アービン、D.L. フロドリック、R. ケリー、D.M. 著、藤田洋子・小沢真樹(訳) (2003) 『子どもの面接ガイドブック—面接を聞く技術』 日本評論社
- セーデルホリ、A-C. クンベルト、C.H. アバド、G.L. 著、仲真紀子・山本福基(監訳) リンデル後援会(訳) (2014) 『知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック』 犯罪・虐待被害を録音する子どもから話を聞く技術 明日香書店
- Fisher, R. P. & Geiselman, R. C. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield, Charles Thomas.
- Frasier, L. D., & Makoroff, K. L. (2006). Medical Evidence and Eminent Testimony in Child Sexual Abuse. *Juvenile and Family Court Journal*, 41-50.
- Griffiths, A., & Milne, R. (2005). All that glitters is not gold? In T. Williamson (Ed.), *Investigative interviewing: Research, rights and regulation* (pp. 167-189). Oxlington: Willan.

- 羽田由子・佐藤亜紀・安田裕子・田中聖子・仲真紀子(企画) 法と心理学会第17回大会ワークショップ 多岐門・田中聖子による司法面接の展開—過去からの1年を振り返り、今後の展開を考える—法と心理、17(1)、51-53。
- Herskowitz, L., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2009). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- Herskowitz, L., Horowitz, D., & Lamb, M. E., Orbach, Y. (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israeli: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- Herskowitz, L., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-436.
- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Commission Directorate
- 法と心理学ガイドライン作成委員会(編) (2005). 『自覚喚起・識別手帳に便するガイドライン』 現代人文社
- 宇津達子・仲真紀子(編著) (2015). 『心が育つ環境をつくる』 新曜社

- Lamb, M. E., Orbach, Y., Herskowitz, L., Esplin, P. M., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Lamb, M. E., Herskowitz, L., Orbach, Y., & Esplin, P. M. (2008). *7-11: so what happens? Structured investigative interviews of child victims and witnesses*. Chichester: Wiley & Sons.
- Lamb, M. E., Le Roy, D. J., Mally, L. C., & Katz, C. (Eds.) (2011). *Children's Testimony: A Handbook of Psychological Research and Forensic Practice*. Second Edition John Wiley & Sons.
- エルン、R. + フル、R. 著、澤部(編訳) (2003) 『裁判への心理学—事実聴取のための捜査面接法』 北大路書房
- 仲真紀子(田中聖子) 児童心理学のシンボ 司法面接とその開発を支える研究 児童心理学の進歩
- Naka, M. (2016). Memory practice in society: Coexistence memory in children and investigative interviews. T. Tsukihara and S. Otsuda (Eds.) *Memory in Society*. Context: Brain, Mind, and Society. Springer. Pp. 297-308.
- 仲真紀子 (2018). 法と心理学の歩み 法社会学, 84, 96-115.
- 仲真紀子 (2013). 性的虐待の調査(司法面接)と多機関連携 児童青年精神医学とその近接領域: 性的虐待の調査(司法面接)と多機関連携 児童青年精神医学とその近接領域.

- 仲真紀子 (2017). 実務における司法面接の課題 非開示にどう取り組むか 心理学評論 60(4), 404-418.
- 仲真紀子 (2017). 司法面接訓練実施者の立場から 看取(企画) 多岐門・多機関連携による司法面接の展開—過去からの1年を振り返り、今後の展開を考える—法と心理、17, 51-53.
- 仲真紀子 (2011). 録音面接法における子どもの供述—質問の仕方—カメラベースインタビュー 専門家庭人権利用技術に及ぼす効果—上石純(編)『現代日本の法過程』 京華館生先共志社 雑誌論文集 17巻 pp. 345-363 慎社
- 仲真紀子 (2011). 刑事司法と心理学—心理学的知見の予防的利用と司法面接— 罪と罰、54(4)、通巻216号、10-21.
- 仲真紀子 (2017). 「子ども時代の記憶的体験 (ACE): 」と質問—記憶的体験から子どもを救う目と耳と心。学術的報告、22(10)、39-43.
- 仲真紀子 (2017). 司法面接の四つの特徴と応用 西山薬房、刑法 録音録画 多機関連携別紙、126, 11, 50-60.
- 仲真紀子 (2017). 子どもを支えながらどのように話を聴き取るか 司法面接、臨床心理学、17、67, 373-375.
- 仲真紀子 (2016). 司法面接の展開 多機関連携への進路、法と心理、16(1)、24-30 仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接 考え方が変わる方法とトレーニング。有斐閣
- 仲真紀子 (2016). 記憶、児童心理学ハンドブック—振替出版—

- Naka, M. (2016). Where developmental psychology meets the law: Forensic Interviews with witnesses and alleged child victims. Pp. 251-264. (Japan Society of Developmental Psychology, Shiroe Inaba, Masao Koyasu, and Koichi Nakayama (Eds.), *Frontiers in Developmental Psychology Research: Japanese Perspectives*. Tokyo: Hitachi Shobo.)
- Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In G. Malak, G. E. O'Leary, A. D. Redlich, and T. M. Whitham (Eds.), *International developments and practices in investigative interviewing and interrogation*, Volume 1: Victims and witnesses, 43-57. U.K.: Routledge.
- 仲真紀子 (2015). 司法面接の背景と展開 研修、602, 3-14 Naka, M. (2014). A Training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) *Investigative Interviewing*. New York: Springer. Pp. 103-122.
- 仲真紀子 (2014). 『子どもの証言と心理学』 監定 (安西修(編) 『児童心理学コミュニケーションの科学』 第5巻 岩波書店)
- 仲真紀子 (2012). 『子どもの証言と面接法』 日本発達心理学会(編) 根津七(編) 仲真紀子(責任編集) 『発達科学ハンドブック4 発達の手帳—身体、認知、情動、新理』 pp. 284-296
- 仲真紀子 (2012). 面接のあり方が影響した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果 心理学研究 83, 303-313.
- 仲真紀子 (2011). 法と倫理の心理学—心理学の知識を厳密に活かす— 自覚喚起、記憶の促進—子どもの証言— 環境版

- 仲真紀子(2011)。NICHQガイドラインにもとづく司法面接研修の効果。子どもの虐待とネグレクト 13(3)。316-325
- 仲真紀子(2010)。発達障害をもつ人の記憶と面接。浜井・村井（編著）発達障害と司法。非行少年の処遇を中心に（龍谷大学編）。「後編研究センター」叢書第11巻）現代人文社
- 仲真紀子(2010)。子どもによるポジティブ、ネガティブな気持ちの表現。安全、不安な状況にかかわる感情語の使用。発達心理学研究, 21, 365-374.
- 仲真紀子(2009)。司法面接。単案に焦点を当てた面接法の効果と特徴。ケース研究, 299, 3-34.
- 仲真紀子(2005)。子どもは出案争をどのように記憶し想起するか。内田神子（編）心理学-こころの不思議を解き明かす。光生館。Pp.131-159.
- 仲真紀子・上京崇（2005）。子どもの証言能力と証言を変える要因。心理学評論, 46, 343-361.
- 仲真紀子(2001)。子どもの面接-法廷での「弁護士責務」の分析。法と心魂, 1, 80-92.
- Niederberger, J. M. (2002). The perpetrator's strategy as a crucial variable: a representative study of sexual abuse of girls and its seduction in Switzerland. Child Abuse and Neglect, 26, 55-71
- 越智晋太（1998）。自覚者に対するインタビュー手法-認知インタビュー研究の軌跡-。犯罪心理学研究, 36, 49-66.
- Shepherd, E. (2007). Investigative interviewing: The conversation management approach. Oxford University Press, New York.